

# 人事行政運営状況

人事行政運営における公平性および透明性を確保するため、「根室市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の定めにより、職員の任用・給与・勤務時間・勤務条件など、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

市役所総務部総務課職員担当 TEL(23)6111番 内線2225・2226

## (2)年次有給休暇の取得状況(平成22年1月1日~平成22年12月31日)

総付与日数(a)	総取得日数(b)	対象職員数(c)	平均取得日数(b/c)	消化率(b/a)
6,584.0日	1,586.0日	176人	9.0日	24.0%

※対象職員数は勤務時間等が標準的な職場における技能労務職を除くものです。

## (3)特別休暇の導入状況(平成23年4月1日現在)

種類	付与内容
忌引の休暇	死亡した者の続柄により10日~1日
法要の休暇	配偶者および1親等の血族に限り1日
結婚の休暇	7日以内
配偶者出産の休暇	3日以内
男性職員の育児参加休暇	5日の範囲内
妊娠通院の休暇	妊娠6月末まで 4週間に1日 妊娠7月から9月末まで 2週間に1日 妊娠10月から分娩まで 1週間に1日
妊娠障害の休暇	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により、勤務することが困難と認められる場合2週間以内。
妊娠健康保持の休暇	業務の内容が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合、適宜休息し、または補食するために必要な時間。
産前産後の休暇	分娩予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては14週間目)に当たる日から、分娩後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認められた期間。
育児の休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合 1日2回各60分
生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合、1回につき3日以内において必要とする期間。
夏季休暇	7月から9月の期間内における勤務を要しない日および休日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間。
長期勤続休暇	満20年勤続および満30年勤続した職員に対し、1の年度の期間内において連続する3日の範囲内の期間。
短期介護休暇	要介護者等の必要な世話をを行う職員が、その世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、1暦年5日。
家族看護休暇	1暦年90日以内(30日を超える期間は無給)
人間ドック受診休暇	1の年度の期間内において連続する3日以内
ボランティア休暇	1暦年5日以内
ドナー休暇	骨髄移植のため配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要と認める期間。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防法による交通遮断または入院等の場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・風水、震災、その他非常災害による交通遮断の場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・風水、震災、その他非常災害による職員の現住居の滅失または破壊の場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・生活に必要な水、食料等が不足している場合で、職員以外にその確保を行うことができない場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・交通機関の事故、その他不可抗力の原因による場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・選挙権、その他公民として権利を行使し、または公の職務を執行する場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・裁判員、証人、鑑定人または参考人として出頭する場合、その都度必要と認める期間。</li> <li>・職務上必要な国または地方公共団体の実施する競争試験、その他の試験を受ける場合、その都度必要と認める期間。</li> </ul>

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

(教育長以外の特別職、臨時・非常勤職員を除く)

### (1)職員採用の状況(平成22年度)

#### ■職種別採用者数

一般行政職	8人	技能労務職	0人
医療技術職	16人	消防職	1人

### (2)職員の退職の状況(平成22年度)

#### ■職種別退職者数

一般行政職	12人	技能労務職	5人
医療技術職	17人	消防職	2人

#### ■事由別退職者数

定年退職	13人	懲戒免職	1人
勸奨退職	3人	失職	0人
自己都合退職	18人	死亡退職	1人
分限免職	0人		

### (3)部門別職員数の状況

部門	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
一般行政	議会	4人	4人	4人	4人	4人
	総務	67人	64人	63人	64人	64人
	税務	17人	17人	17人	16人	16人
	労働	2人	2人	2人	1人	1人
	農林水産	21人	21人	20人	20人	19人
	商工	4人	4人	4人	4人	4人
	土木	32人	32人	34人	33人	32人
	民生	82人	81人	78人	76人	73人
	衛生	23人	22人	21人	19人	18人
特別行政	教育	65人	60人	56人	54人	54人
	消防	69人	68人	67人	65人	66人
	病院	153人	147人	151人	154人	153人
公営企業等	水道	26人	26人	23人	21人	19人
	下水道	8人	8人	7人	7人	7人
	その他	20人	20人	20人	19人	20人
	合計	593人	576人	567人	557人	550人

### (4)定員適正化計画および進捗状況

平成21年度を基準年次とした平成22年度から平成26年度までの計画であり、表は現在までの進捗状況です。

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
567人	557人	550人	-	-	-

## 2 職員の勤務時間とその他勤務条件の状況

### (1)勤務時間、休憩・休息時間の状況(標準的なもの)

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	閉庁日
38時間45分	8時50分	17時20分	12時00分 ~ 12時45分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日および土曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・12月31日から翌年1月5日までの日</li> </ul>